

兵庫県公報

令和5年3月17日 金曜日 第396号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

| | |
|---|----|
| ○ 指定納付受託者の指定（財政課） | 1 |
| ○ 食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録（生活衛生課） | 2 |
| ○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課） | 2 |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課） | 2 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同） | 3 |
| ○ 道路の占用を制限する区域の指定（同） | 3 |
| ○ 道路の占用を制限する区域の指定の解除（同） | 7 |
| ○ 自動車専用道路の指定（同） | 7 |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課） | 9 |
| ○ 海岸保全区域の管理の決定（港湾課） | 9 |
| ○ 平成8年6月7日兵庫県告示第877号（港湾隣接地域の指定）の一部改正（同） | 11 |
| ○ 景観形成重点区域の指定（都市政策課） | 11 |
| ○ 景観形成重点基準の決定（同） | 12 |
| ○ 景観遺産の登録（同） | 13 |

公 告

| | |
|---------------------------------|----|
| ○ 特約業者の指定の取消し（税務課） | 14 |
| ○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（疾病対策課） | 14 |
| ○ 落札者等の公示（まちづくり部総務課） | 16 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 16 |

病院局公告

| | |
|----------------|----|
| ○ 随意契約の相手方等の公示 | 18 |
|----------------|----|

教育委員会告示

| | |
|---------------------|----|
| ○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定 | 18 |
| ○ 兵庫県指定重要有形文化財の名称変更 | 19 |
| ○ 兵庫県指定重要有形文化財の追加指定 | 19 |
| ○ 兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定 | 20 |
| ○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定 | 20 |
| ○ 無形民俗文化財の登録 | 21 |

警察本部告示

| | |
|--------------------------|----|
| ○ 兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示 | 21 |
|--------------------------|----|

正 誤

| | |
|-------------------------|----|
| ○ 令和4年12月1日付け兵庫県公報第4号外中 | 22 |
|-------------------------|----|

告 示

兵庫県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
- (2) GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス
- (3) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

2 指定をした日
令和5年3月1日

~~~~~

**兵庫県告示第312号**

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第14条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録したので、同令第20条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 養成施設の名称及び所在地                                     | 登録年月日    |
|--------------------------------------------------|----------|
| 吉備国際大学 農学部 海洋水産生物学科 食品衛生課程<br>南あわじ市志知佐礼尾 370 番 1 | 令和5年3月6日 |

~~~~~

兵庫県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和5年3月6日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|---------------|---------|-------------------------|-------|
| 農業水利施設保全高度化事業 | おおや高原地区 | 令和5年3月17日から 同年4月5日まで | 養父市役所 |

~~~~~

**兵庫県告示第314号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年3月21日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                  |              |     |
|--------------|-------------------------------------------|----|------------------|--------------|-----|
|              | 区間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考  |
| 県道<br>宗佐土山線  | 加古川市八幡町宗佐字市場497番3から<br>同 市八幡町宗佐字森ノ元112番まで | 旧  | 10.0から<br>20.0まで | 506.0        | 予定地 |
|              |                                           | 新  | 10.0から<br>32.0まで | 506.0        |     |



**兵庫県告示第315号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年3月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                              |    |                   |              |     |
|--------------|----------------------------------------------------|----|-------------------|--------------|-----|
|              | 区間                                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)   | 延長<br>(メートル) | 備考  |
| 県道<br>加古川小野線 | 加古川市八幡町上西条字天王山306番235か<br>ら<br>同 市八幡町宗佐字森ノ元152番1まで | 旧  | 20.0から<br>118.0まで | 2,473.0      | 予定地 |
|              |                                                    | 新  | 20.0から<br>86.0まで  | 2,473.0      |     |



**兵庫県告示第316号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域  
別表1に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域
- 2 制限の対象とする占用物件  
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の区域外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の日  
令和5年4月1日
- 5 図面縦覧場所  
別表2のとおり

別表1

| 道路の種類<br>路線名  | 占用を制限する区域                                            | 備考 |
|---------------|------------------------------------------------------|----|
| 国道<br>4 2 7 号 | 多可郡多可町加美区西山地先から同郡同町加美区鳥羽地先まで                         |    |
| 国道<br>4 2 9 号 | 朝来市生野町口銀谷地先から同市生野町口銀谷地先まで<br>宍粟市千種町西山地先から同市千種町黒土地先まで |    |
| 国道<br>4 3 6 号 | 姫路市飾磨区細江地先から同市飾磨区細江地先まで                              |    |
| 県道<br>日高竹野線   | 豊岡市竹野町草飼地先から同市竹野町竹野地先まで                              |    |
| 県道<br>宮津養父線   | 豊岡市出石町柳地先から同市出石町柳地先まで                                |    |
| 県道<br>豊岡竹野線   | 豊岡市城崎町桃島地先から同市城崎町桃島地先まで                              |    |
| 県道<br>西脇三田線   | 西脇市上野地先から同市下戸田地先まで                                   |    |
| 県道<br>福良江井岩屋線 | 淡路市岩屋地先から同市岩屋地先まで                                    |    |
| 県道<br>塩瀬宝塚線   | 宝塚市大原野地先から同市下佐曾利地先まで                                 |    |
| 県道<br>高砂北条線   | 高砂市荒井町紙町地先から同市荒井町小松原3丁目地先まで                          |    |
| 県道<br>大屋波賀線   | 養父市大屋町加保地先から同市大屋町若杉地先まで<br>養父市大屋町若杉地先から宍粟市波賀町戸倉地先まで  |    |
| 県道<br>三田篠山線   | 丹波篠山市北地先から同市南新町地先まで                                  |    |
| 県道<br>相生停車場線  | 相生市陸本町地先から同市垣内町地先まで                                  |    |
| 県道<br>十二所澤線   | 朝来市新井地先から同市立脇地先まで                                    |    |
| 県道<br>洲本灘賀集線  | 洲本市港地先から同市海岸通地先まで<br>南あわじ市北阿万筒井地先から同市賀集八幡地先まで        |    |
| 県道<br>宍粟香寺線   | 姫路市香寺町中屋地先から同市香寺町広瀬地先まで                              |    |
| 県道<br>多可柏原線   | 多可郡多可町中区奥中地先から同郡同町中区中村町地先まで                          |    |
| 県道<br>篠山三和線   | 丹波篠山市宮田地先から同市宮田地先まで                                  |    |

|                 |                                                        |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------|--|
| 県道<br>若桜湯村温泉線   | 美方郡新温泉町歌長地先から同郡同町歌長地先まで                                |  |
| 県道<br>物部藪崎線     | 朝来市和田山町平野地先から同市和田山町土地先まで                               |  |
| 県道<br>西宮宝塚線     | 宝塚市東洋町地先から同市東洋町地先まで                                    |  |
| 県道<br>たつの竜野停車場線 | たつの市揖保川町正條地先から同市揖保川町山津屋地先まで                            |  |
| 県道<br>浜坂港浜坂停車場線 | 美方郡新温泉町芦屋地先から同郡同町浜坂地先まで                                |  |
| 県道<br>浅野山東線     | 朝来市山東町末歳地先から同市山東町末歳地先まで                                |  |
| 県道<br>山南多可線     | 丹波市山南町谷川地先から同市山南町谷川地先まで                                |  |
| 県道<br>網干港線      | 姫路市網干区新在家地先から同市網干区新在家地先まで                              |  |
| 県道<br>播磨徳久停車場線  | 佐用郡佐用町下徳久地先から同郡同町下徳久地先まで                               |  |
| 県道<br>寺坂柳線      | 豊岡市出石町町分地先から同市出石町町分地先まで                                |  |
| 県道<br>池上杉線      | 丹波篠山市北地先から同市北地先まで                                      |  |
| 県道<br>姥ヶ茶屋伊丹線   | 伊丹市鴻池地先から同市大鹿地先まで                                      |  |
| 県道<br>甲子園尼崎線    | 尼崎市元浜町地先から同市道意町地先まで                                    |  |
| 県道<br>奥山精道線     | 芦屋市精道町地先から同市精道町地先まで<br>芦屋市公光町地先から同市精道町地先まで             |  |
| 県道<br>市場多井田線    | 小野市河合中町地先から加東市河高地先まで<br>加東市下滝野地先から同市下滝野地先まで            |  |
| 県道<br>吉永下徳久線    | 佐用郡佐用町下徳久地先から同郡同町下徳久地先まで                               |  |
| 県道<br>野谷平岡線     | 加古郡稲美町国安地先から同郡同町国岡地先まで<br>加古郡稲美町国岡1丁目地先から同郡同町国岡1丁目地先まで |  |
| 県道<br>八幡別府線     | 加古川市平岡町新在家地先から同市平岡町新在家地先まで                             |  |
| 県道<br>伊保宝殿停車場線  | 高砂市松陽地先から同市竜山地先まで                                      |  |

|                |                                                           |  |
|----------------|-----------------------------------------------------------|--|
| 県道<br>生石宝殿停車場線 | 高砂市米田町島地先から同市米田町島地先まで                                     |  |
| 県道<br>中島姫路停車場線 | 姫路市北条地先から同市北条1丁目地先まで                                      |  |
| 県道<br>久畑香呂線    | 姫路市香寺町中寺地先から同市香寺町矢田部地先まで                                  |  |
| 県道<br>中寺北条線    | 姫路市香寺町中寺地先から同市香寺町溝口地先まで                                   |  |
| 県道<br>上太田鶴線    | 揖保郡太子町佐用岡地先から同郡同町東南地先まで                                   |  |
| 県道<br>広田洲本線    | 洲本市宇原地先から同市物部地先まで                                         |  |
| 県道<br>姫路木材港線   | 姫路市網干区興浜地先から同市網干区浜田地先まで                                   |  |
| 県道<br>姫路環状線    | 姫路市市川橋通2丁目地先から同市市之郷地先まで                                   |  |
| 県道<br>田井中広瀬線   | 宍粟市山崎町中広瀬地先から同市山崎町山田地先まで                                  |  |
| 県道<br>飾磨港線     | 姫路市飾磨区中島地先から同市飾磨区中島地先まで                                   |  |
| 県道<br>竜泉那波線    | 相生市竜泉町地先から同市那波地先まで                                        |  |
| 県道<br>明石高砂線    | 明石市二見町西二見地先から加古郡播磨町古宮地先まで<br>高砂市荒井町小松原地先から同市荒井町小松原3丁目地先まで |  |
| 県道<br>川西インター線  | 川西市石道地先から同市東畦野地先まで                                        |  |

別表2

| 道路の区域が存する市町             | 図面縦覧場所           |
|-------------------------|------------------|
| 尼崎市、西宮市、芦屋市             | 阪神南県民センター西宮土木事務所 |
| 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡     | 阪神北県民局宝塚土木事務所    |
| 明石市、加古川市、高砂市、加古郡        | 東播磨県民局加古川土木事務所   |
| 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡 | 北播磨県民局加東土木事務所    |
| 姫路市、神崎郡                 | 中播磨県民センター姫路土木事務所 |
| 相生市、赤穂市、赤穂郡、佐用郡         | 西播磨県民局光都土木事務所    |
| たつの市、宍粟市、揖保郡            | 西播磨県民局龍野土木事務所    |
| 豊岡市                     | 但馬県民局豊岡土木事務所     |
| 美方郡                     | 但馬県民局新温泉土木事務所    |

|               |              |
|---------------|--------------|
| 養父市、朝来市       | 但馬県民局養父土木事務所 |
| 篠山市、丹波市       | 丹波県民局丹波土木事務所 |
| 洲本市、南あわじ市、淡路市 | 淡路県民局洲本土木事務所 |



**兵庫県告示第317号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用の制限を解除する区域  
別表1に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域
- 2 制限を解除する占用物件  
新たに地上に設ける電柱
- 3 占用の制限を解除する理由  
緊急輸送道路の指定が解除されたため。
- 4 占用の制限の解除の期日  
令和5年3月31日
- 5 図面縦覧場所  
別表2のとおり

別表1

| 道路の種類<br>路線名 | 占用の制限を解除する区域                                        | 備考 |
|--------------|-----------------------------------------------------|----|
| 県道<br>宮津養父線  | 養父市八鹿町上小田地先から同市大藪地先まで                               |    |
| 県道<br>物部藪崎線  | 朝来市和田山町玉置地先から養父市大藪地先まで                              |    |
| 県道<br>三尾浜坂線  | 美方郡新温泉町浜坂地先から同郡同町芦屋地先まで                             |    |
| 県道<br>竹田指杭線  | 美方郡新温泉町三谷地先から同郡同町二日市地先まで<br>美方郡新温泉町福富地先から同郡同町浜坂地先まで |    |
| 県道<br>金浦和田山線 | 朝来市和田山町玉置地先から同市和田山町玉置地先まで                           |    |

別表2

| 道路の区域が存する市町 | 図面縦覧場所        |
|-------------|---------------|
| 美方郡         | 但馬県民局新温泉土木事務所 |
| 養父市、朝来市     | 但馬県民局養父土木事務所  |



**兵庫県告示第318号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図書は、令和5年3月17日から2週間、兵庫県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 路線名  
県道加古川小野線
- 2 指定する道路の部分  
加古川市八幡町上西条字天王山306番235から  
同市八幡町宗佐字森ノ元152番1まで
- 3 指定する日  
令和5年3月21日



**兵庫県告示第319号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区 域 名  | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名    | 地 番                                                                                                                     |
|--------|-------|-------|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北之町(2) | 赤穂市   |       | 坂越      | 八祖<br>山根 | 2017番の一部、2032番から2034番までの各一部、2039番の一部<br>3294番、3295番1から3295番3まで、3296番、3297番、3298番1から3298番6まで、3301番、3304番、3305番、3317番1の一部 |



**兵庫県告示第320号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名           | 地 番                                                                                                                                                                                                      |
|-------|-------|-------|---------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 熊波    | 美方郡   | 香美町   | 村岡区熊波   | 大畑<br>落山<br>御鳥居 | 803番1の一部、803番2の一部、804番の一部<br>898番から901番までの各一部、902番から908番まで、910番の一部、1638番の一部、901番から906番に至る地先の道路敷の一部<br>1434番1、1434番2の一部、1434番5から1434番7まで、1435番、1435番2、1436番、1437番1、1434番2から1437番1に至る地先の道路敷の一部、1435番地先の道路敷 |



兵庫県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
赤穂郡上郡町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播都市計画下水道事業上郡町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成5年1月19日から平成35年3月31日まで  
変更後 平成5年1月19日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

兵庫県告示第322号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項により尼崎西宮芦屋港の港湾区域又は港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち尼崎西宮芦屋港港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

大阪湾沿岸

| 海岸名         | 地区<br>海岸名 | 地先<br>海岸名 | 区<br>域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 尼崎西宮<br>芦屋港 | 南芦屋浜      |           | 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(80)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域<br>(1)世界測地系 東経135度19分19.6秒 北緯34度42分54.0秒<br>(2)世界測地系 東経135度19分17.9秒 北緯34度42分54.0秒<br>(3)世界測地系 東経135度19分18.0秒 北緯34度42分45.8秒<br>(4)世界測地系 東経135度19分07.8秒 北緯34度42分42.4秒<br>(5)世界測地系 東経135度19分08.6秒 北緯34度42分38.4秒<br>(6)世界測地系 東経135度19分06.4秒 北緯34度42分38.9秒<br>(7)世界測地系 東経135度19分05.6秒 北緯34度42分37.1秒<br>(8)世界測地系 東経135度19分00.0秒 北緯34度42分39.5秒<br>(9)世界測地系 東経135度18分57.5秒 北緯34度42分35.5秒<br>(10)世界測地系 東経135度18分58.7秒 北緯34度42分35.0秒<br>(11)世界測地系 東経135度18分55.4秒 北緯34度42分29.9秒<br>(12)世界測地系 東経135度19分03.5秒 北緯34度42分26.3秒<br>(13)世界測地系 東経135度19分06.7秒 北緯34度42分31.3秒<br>(14)世界測地系 東経135度19分12.8秒 北緯34度42分28.6秒 |

|           |                |               |
|-----------|----------------|---------------|
| (15)世界測地系 | 東経135度19分12.7秒 | 北緯34度42分27.9秒 |
| (16)世界測地系 | 東経135度19分17.9秒 | 北緯34度42分21.6秒 |
| (17)世界測地系 | 東経135度19分17.8秒 | 北緯34度42分21.4秒 |
| (18)世界測地系 | 東経135度19分14.9秒 | 北緯34度42分19.3秒 |
| (19)世界測地系 | 東経135度18分44.6秒 | 北緯34度42分21.9秒 |
| (20)世界測地系 | 東経135度18分42.6秒 | 北緯34度42分21.4秒 |
| (21)世界測地系 | 東経135度18分42.7秒 | 北緯34度42分20.7秒 |
| (22)世界測地系 | 東経135度19分15.3秒 | 北緯34度42分17.7秒 |
| (23)世界測地系 | 東経135度19分19.3秒 | 北緯34度42分20.5秒 |
| (24)世界測地系 | 東経135度19分19.3秒 | 北緯34度42分20.9秒 |
| (25)世界測地系 | 東経135度19分19.5秒 | 北緯34度42分20.9秒 |
| (26)世界測地系 | 東経135度19分19.5秒 | 北緯34度42分28.3秒 |
| (27)世界測地系 | 東経135度19分19.4秒 | 北緯34度42分28.7秒 |
| (28)世界測地系 | 東経135度19分19.0秒 | 北緯34度42分28.8秒 |
| (29)世界測地系 | 東経135度19分19.0秒 | 北緯34度42分28.7秒 |
| (30)世界測地系 | 東経135度19分17.9秒 | 北緯34度42分28.7秒 |
| (31)世界測地系 | 東経135度19分16.4秒 | 北緯34度42分28.9秒 |
| (32)世界測地系 | 東経135度19分14.8秒 | 北緯34度42分29.2秒 |
| (33)世界測地系 | 東経135度19分13.3秒 | 北緯34度42分29.7秒 |
| (34)世界測地系 | 東経135度19分06.7秒 | 北緯34度42分32.5秒 |
| (35)世界測地系 | 東経135度19分06.4秒 | 北緯34度42分32.7秒 |
| (36)世界測地系 | 東経135度19分06.1秒 | 北緯34度42分32.7秒 |
| (37)世界測地系 | 東経135度19分03.4秒 | 北緯34度42分28.3秒 |
| (38)世界測地系 | 東経135度19分03.2秒 | 北緯34度42分28.1秒 |
| (39)世界測地系 | 東経135度19分02.9秒 | 北緯34度42分28.0秒 |
| (40)世界測地系 | 東経135度19分02.5秒 | 北緯34度42分28.0秒 |
| (41)世界測地系 | 東経135度19分02.2秒 | 北緯34度42分27.9秒 |
| (42)世界測地系 | 東経135度18分57.1秒 | 北緯34度42分30.2秒 |
| (43)世界測地系 | 東経135度18分57.7秒 | 北緯34度42分31.1秒 |
| (44)世界測地系 | 東経135度19分02.1秒 | 北緯34度42分29.2秒 |
| (45)世界測地系 | 東経135度19分03.3秒 | 北緯34度42分30.9秒 |
| (46)世界測地系 | 東経135度18分58.8秒 | 北緯34度42分32.9秒 |
| (47)世界測地系 | 東経135度18分59.5秒 | 北緯34度42分33.8秒 |
| (48)世界測地系 | 東経135度19分03.9秒 | 北緯34度42分31.9秒 |
| (49)世界測地系 | 東経135度19分04.5秒 | 北緯34度42分32.9秒 |
| (50)世界測地系 | 東経135度19分04.6秒 | 北緯34度42分33.3秒 |
| (51)世界測地系 | 東経135度19分04.3秒 | 北緯34度42分33.6秒 |
| (52)世界測地系 | 東経135度18分59.3秒 | 北緯34度42分35.8秒 |
| (53)世界測地系 | 東経135度19分00.2秒 | 北緯34度42分37.1秒 |
| (54)世界測地系 | 東経135度19分01.2秒 | 北緯34度42分36.9秒 |
| (55)世界測地系 | 東経135度19分02.0秒 | 北緯34度42分37.1秒 |
| (56)世界測地系 | 東経135度19分06.1秒 | 北緯34度42分35.3秒 |
| (57)世界測地系 | 東経135度19分06.8秒 | 北緯34度42分36.3秒 |
| (58)世界測地系 | 東経135度19分07.2秒 | 北緯34度42分37.3秒 |
| (59)世界測地系 | 東経135度19分09.5秒 | 北緯34度42分36.8秒 |
| (60)世界測地系 | 東経135度19分09.8秒 | 北緯34度42分38.1秒 |
| (61)世界測地系 | 東経135度19分09.9秒 | 北緯34度42分39.3秒 |

|  |  |           |                |               |
|--|--|-----------|----------------|---------------|
|  |  | (62)世界測地系 | 東経135度19分09.7秒 | 北緯34度42分40.4秒 |
|  |  | (63)世界測地系 | 東経135度19分09.2秒 | 北緯34度42分41.5秒 |
|  |  | (64)世界測地系 | 東経135度19分14.7秒 | 北緯34度42分43.3秒 |
|  |  | (65)世界測地系 | 東経135度19分15.2秒 | 北緯34度42分42.0秒 |
|  |  | (66)世界測地系 | 東経135度19分15.6秒 | 北緯34度42分40.7秒 |
|  |  | (67)世界測地系 | 東経135度19分15.7秒 | 北緯34度42分39.4秒 |
|  |  | (68)世界測地系 | 東経135度19分15.7秒 | 北緯34度42分38.1秒 |
|  |  | (69)世界測地系 | 東経135度19分15.5秒 | 北緯34度42分36.8秒 |
|  |  | (70)世界測地系 | 東経135度19分15.2秒 | 北緯34度42分35.5秒 |
|  |  | (71)世界測地系 | 東経135度19分15.2秒 | 北緯34度42分33.7秒 |
|  |  | (72)世界測地系 | 東経135度19分15.3秒 | 北緯34度42分32.7秒 |
|  |  | (73)世界測地系 | 東経135度19分15.7秒 | 北緯34度42分31.9秒 |
|  |  | (74)世界測地系 | 東経135度19分16.4秒 | 北緯34度42分31.2秒 |
|  |  | (75)世界測地系 | 東経135度19分17.7秒 | 北緯34度42分30.6秒 |
|  |  | (76)世界測地系 | 東経135度19分18.9秒 | 北緯34度42分30.5秒 |
|  |  | (77)世界測地系 | 東経135度19分18.9秒 | 北緯34度42分30.4秒 |
|  |  | (78)世界測地系 | 東経135度19分19.3秒 | 北緯34度42分30.4秒 |
|  |  | (79)世界測地系 | 東経135度19分19.6秒 | 北緯34度42分30.8秒 |
|  |  | (80)世界測地系 | 東経135度19分19.6秒 | 北緯34度42分43.4秒 |



**兵庫県告示第323号**

平成8年6月7日兵庫県告示第877号（港湾隣接地域の指定）を次のように改正する。

その関係図書は、兵庫県土木部港湾課、阪神南県民センター尼崎港管理事務所及び芦屋市役所（道路・公園課）に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域

南芦屋浜地区

次の(1)から(8)までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域

- (1) 世界測地系 東経135度19分19.6秒 北緯34度42分54.0秒
- (2) 世界測地系 東経135度19分17.9秒 北緯34度42分54.0秒
- (3) 世界測地系 東経135度19分18.1秒 北緯34度42分57.5秒
- (4) 世界測地系 東経135度18分23.6秒 北緯34度42分46.8秒
- (5) 世界測地系 東経135度18分25.4秒 北緯34度42分31.3秒
- (6) 世界測地系 東経135度18分43.4秒 北緯34度42分32.3秒
- (7) 世界測地系 東経135度18分44.6秒 北緯34度42分21.7秒
- (8) 世界測地系 東経135度18分42.5秒 北緯34度42分21.4秒



**兵庫県告示第324号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の4第1項の規定により、景観形成重点区域を次のとおり指定し、令和5年7月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所（都市政策課）において縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 景観形成重点区域の名称

三木市三木城下町地区

2 景観形成重点区域に指定する土地の区域

三木市本町2丁目の一部



兵庫県告示第325号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の5第1項の規定により、三木市三木城下町地区について、景観形成重点基準を次のとおり定め、令和5年7月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所（都市政策課）において縦覧に供する。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

三木市三木城下町地区景観形成重点基準

1 建築物等に関する基準

| 項目              |       | 建築物の基準（注）                                                                                                     | 工作物の基準                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重点区域全域          | 壁面の位置 | ・隣接する建築物との連続性を確保する。                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。</li> <li>・基調となる色彩は、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。</li> <li>・上の丸公園や美囊川からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。</li> </ul> |
|                 | 高さ    | ・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。                                                        |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 屋根・庇  | ・勾配屋根とする。                                                                                                     |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 外構    | ・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。                                                                                          |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 建築設備等 | ・屋上設備を設置する場合は、有馬・姫路道景観通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じた色彩とする。 |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 掲出物   | ・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観と調和させる。                                                                           |                                                                                                                                                                                           |
| 景観展望地点から見える建築物等 | 高さ    | ・階数は2階以下とする。                                                                                                  |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 屋根・庇  | ・和瓦葺きとする。                                                                                                     |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 外壁    | ・漆喰塗り又は板張りの伝統的な意匠とする。                                                                                         |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 建具    | ・開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とする。                                                                               |                                                                                                                                                                                           |
|                 | 掲出物   | ・街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。                                                                                 |                                                                                                                                                                                           |

注：表に定めのない基準については、三木市三木城下町地区景観形成地区「有馬・姫路道景観通り」の景観形成基準に準じる。

2 自動販売機に関する基準

|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 項目  | 自動販売機の基準                                           |
| 位置  | ・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。                           |
| 意匠  | ・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。                        |
| 色彩  | ・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。              |
| その他 | ・覆い、囲い、ごみ箱などの附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩について、周辺景観との調和を図る。 |



**兵庫県告示第326号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の22第1項の規定により、景観遺産として次のものを登録した。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 織物産業を象徴するノコギリ屋根

(1) 登録番号、名称及び所在地

| 登録番号 | 名称       | 所在地         |
|------|----------|-------------|
| 1-1  | 播州織工房館   | 西脇市西脇452番1  |
| 1-2  | 遠孫織布株式会社 | 西脇市高田井町938番 |
| 1-3  | 神結酒造     | 加東市下滝野474番  |
| 1-4  | 橋本裕司織布   | 多可町中区岸上391番 |

(2) 登録の理由

地域の生活、歴史、文化及び生業（産業）との深いつながりとともに、特徴的な外観や意匠形態を有しており、地域の景観の形成に寄与する建造物等であるため。

2 “和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ～

(1) 登録番号、名称及び所在地又は土地の区域

| 登録番号 | 名称         | 所在地又は土地の区域                                                       |
|------|------------|------------------------------------------------------------------|
| 2-1  | 旧小南小学校熱田分校 | 香美町小代区新屋1562番                                                    |
| 2-2  | 民家跡        | 香美町小代区新屋1581番、1643番、1644番                                        |
| 2-3  | 熱田神社       | 香美町小代区新屋1602番                                                    |
| 2-4  | 旧熱田集落内棚田跡  | 香美町小代区新屋1543番、1544番、1555番から1560番まで、1563番、1564番、1727番、1730番、1733番 |
| 2-5  | 観音堂跡       | 香美町小代区新屋1562番                                                    |
| 2-6  | 越冬住宅と牛舎跡   | 香美町野間谷68番から71番まで                                                 |

(2) 登録の理由

地域の生活、歴史、文化及び生業（産業）と深いつながりを有していることに加え、風土（気候・地勢など）の影響を受けて形成されており、地域の景観の形成に寄与する建造物等及び優れた景観を有する土地の区域であるため。

公 告

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
|--------|-----------------|-----------|
| 中尾 正孝  | 丹波市青垣町佐治188-4   | 令和5年1月31日 |



**政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和5年3月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 調達内容**

- (1) 調達物品及び数量  
兵庫県指定難病等医療費助成システム 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が兵庫県指定難病等医療費助成システム導入に係る企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）で指定する特質等を有すること。
- (3) 提案上限額  
45,100,000円（消費税及び地方消費税込）
- (4) 納入期限  
令和6年3月31日（日）
- (5) 履行場所  
兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

**2 参加資格**

- (1) 代表企業（単独企業を含む。以下同じ。）が参加資格申請時点で令和5・6・7年度兵庫県の物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者又は、登録されていない者で、参加資格審査申請の受付締切日までに納入局物品管理課に申請し、選定事業者の契約の日までに物品関係入札参加資格者として認定される見込の者であること。
- (2) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、兵庫県から指名停止の処置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本プロポーザルの調達に参加していないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- (8) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にない者

**3 参加手続**

- (1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課  
電話 (078) 362-3245  
FAX (078) 362-9474

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和5年3月17日(金)から同月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要領配布の際に伝える。

イ 受付期間

令和5年3月17日(金)から同月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和5年3月31日(金)必着とする。

ウ 回答方法

令和5年4月4日(火)より順次、質問書提出者及び応募予定者に対して原則電子メールにより送付する。

(4) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和5年3月17日(金)から同年4月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和5年4月17日(月)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(5) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県指定難病等医療費助成システムプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県指定難病等医療費助成システム」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された企画提案書を無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposal for Development of Designated intractable disease Information Processing System

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 5:00pm every weekday from Friday, March 17 through Friday, April 14, 2023

(4) Contact point for the notice:

Disease Control & Prevention Policy Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL(078)362-3245



**落札者等の公示**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年3月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量  
兵庫県立むこがわ特別支援学校本館棟外建築その他工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県まちづくり部総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
ソネック・但南・立特別共同企業体 高砂市曾根町2257番地の1
- 5 落札金額  
2,911,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和4年11月1日



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。



なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 グリーンプラザベふ

所在地 加古川市別府町緑町2番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称       | 住所           | 代表者の氏名 |
|----------|--------------|--------|
| 多木化学株式会社 | 加古川市別府町緑町2番地 | 多木隆元   |
| 別府鉄道株式会社 | 加古川市別府町緑町8番地 | 西村光裕   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称       | 住所           | 代表者の氏名 |
|----------|--------------|--------|
| 多木化学株式会社 | 加古川市別府町緑町2番地 | 多木隆元   |
| 別府鉄道株式会社 | 加古川市別府町緑町8番地 | 多木隆成   |

イ 変更後

| 名称       | 住所           | 代表者の氏名 |
|----------|--------------|--------|
| 多木化学株式会社 | 加古川市別府町緑町2番地 | 多木隆元   |
| 別府鉄道株式会社 | 加古川市別府町緑町8番地 | 西村光裕   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称               | 住所                    | 代表者の氏名 |
|------------------|-----------------------|--------|
| 株式会社イトーヨーカ堂      | 東京都千代田区二番町8番地8        | 亀井淳    |
| 株式会社大創産業         | 広島県東広島市西条町吉行東一丁目4番14号 | 矢野博丈   |
| 株式会社アルペン<br>外65者 | 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号     | 水野泰三   |

イ 変更後

| 名称               | 住所                    | 代表者の氏名 |
|------------------|-----------------------|--------|
| 株式会社イトーヨーカ堂      | 東京都千代田区二番町8番地8        | 山本哲也   |
| 株式会社大創産業         | 広島県東広島市西条町吉行東一丁目4番14号 | 矢野靖二   |
| 株式会社アルペン<br>外43者 | 名古屋市中区丸の内二丁目9番40号     | 水野敦之   |

4 変更年月日

令和4年5月2日 ほか

5 届出年月日

令和5年2月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年3月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年7月18日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方について、次のとおり公示する。

令和5年3月17日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 明 朗

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県立病院の電力供給付き省エネルギー対策事業  
予定使用電力量 91,301,245キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する課又は病院の名称及び所在地  
兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9  
兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203  
兵庫県立はりま姫路総合医療センター 姫路市神屋町3-264  
兵庫県立丹波医療センター 丹波市氷上町石生2002-7  
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1-1-137  
兵庫県立ひょうごこころの医療センター 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3  
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7  
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13-70  
兵庫県立がんセンター施設内緑地 明石市北王子町353  
兵庫県立粒子線医療センター たつの市新宮町光都1-2-1  
兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター 神戸市中央区港島南町1-6-8
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年2月9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3-6-16
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,540,212,451円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第3号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

令和5年3月17日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原 俊平

| 種別      | 文化財の名称 | 数量 | 所在地                                | 所有者<br>(管理者)   |
|---------|--------|----|------------------------------------|----------------|
| 重要有形文化財 | 建造物    | 1棟 | 加東市社777-9                          | 加東市            |
|         | 彫刻     | 2躯 | 神崎郡神河町885-1                        | 宗教法人宝寿寺(上越知最寄) |
|         | 考古資料   | 7口 | 南あわじ市松帆西路1137-1<br>南あわじ市滝川記念美術館玉青館 | 南あわじ市          |



**兵庫県教育委員会告示第4号**

次の表の左欄に掲げる兵庫県指定重要有形文化財の名称を、同表の右欄の名称に改める。

令和5年3月17日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

建造物の部

| 左欄     |    |                                | 右欄         |    |                         |             |
|--------|----|--------------------------------|------------|----|-------------------------|-------------|
| 名称     | 数量 | 関係告示                           | 名称         | 数量 | 所在地                     | 所有者         |
| 奥山寺多宝塔 | 1基 | 平成12年5月2日<br>兵庫県教育委員会<br>告示第3号 | 奥山寺<br>多宝塔 | 1基 | 加西市国正<br>町字東円坊<br>15番地他 | 宗教法人<br>奥山寺 |



**兵庫県教育委員会告示第5号**

兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる兵庫県指定重要有形文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の右欄のように改めて兵庫県指定重要有形文化財として指定する。

令和5年3月17日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

建造物の部

| 左 欄        |    |                                    | 中 欄                                                                                        |     | 右 欄                                                                                               |           |                             |             |
|------------|----|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------|-------------|
| 名 称        | 数量 | 関係告示                               | 名 称                                                                                        | 数量  | 名 称                                                                                               | 数量        | 所在地                         | 所有者         |
| 奥山寺<br>多宝塔 | 1基 | 平成12年<br>兵庫県教<br>育委員会<br>告示第3<br>号 | 奥山寺<br>本堂<br>鐘楼<br>地藏堂<br>経蔵<br>仁王門<br>地藏院客殿<br>地藏院庫裏<br>地藏院太子堂<br>地藏院土蔵<br>地藏院表門<br>不動院表門 | 11棟 | 奥山寺<br>多宝塔<br>本堂<br>鐘楼<br>地藏堂<br>経蔵<br>仁王門<br>地藏院客殿<br>地藏院庫裏<br>地藏院太子堂<br>地藏院土蔵<br>地藏院表門<br>不動院表門 | 1基<br>11棟 | 加西市国<br>正町字東<br>円坊15番<br>地他 | 宗教法人<br>奥山寺 |



**兵庫県教育委員会告示第6号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第27条第1項の規定により、兵庫県指定重要無形民俗文化財として次のものを指定する。

令和5年3月17日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種 別                       | 文化財の名称           | 数 量 | 所 在 地     | 所 有 者<br>(管 理 者) |
|---------------------------|------------------|-----|-----------|------------------|
| 重要<br>無形<br>民俗<br>文化<br>財 | 無形民俗文化財<br>三矢の儀式 | 一   | 川辺郡猪名川町民田 | 三矢の儀式保<br>存会     |



**兵庫県教育委員会告示第7号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

令和5年3月17日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種別                    | 文化財の名称 | 数量       | 所在地                       | 所有者<br>(管理者)      |         |
|-----------------------|--------|----------|---------------------------|-------------------|---------|
| 史跡<br>名勝<br>天然<br>記念物 | 史跡     | 金津山古墳    | 1,737.5<br>m <sup>2</sup> | 芦屋市春日町153番、156-2番 | 芦屋市     |
|                       | 天然記念物  | 大通寺のサザンカ | 1本                        | 神崎郡市川町東川辺620      | 宗教法人大通寺 |



**兵庫県教育委員会告示第8号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第30条の2第1項の規定により、令和5年3月2日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和5年3月17日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種別        | 文化財の名称 | 所在地        | 保存関係者<br>(保持者・保持団体) |
|-----------|--------|------------|---------------------|
| 登録無形民俗文化財 | 雨散散    | 多可郡<br>多可町 | 下三原地区               |
|           | 沖浦の山の神 | 美方郡<br>香美町 | 沖浦区                 |
|           | 座相撲    | 淡路市        | 舟木町内会               |

**警察本部告示**

**兵庫県警察本部告示第87号**

兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月17日

兵庫県警察本部長 桐原弘毅

**兵庫県警察公文書管理規程の一部を改正する告示**

兵庫県警察公文書管理規程（令和3年兵庫県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第46条の3に規定するサイバーセキュリティ・捜査高度化センター」を「第46条の3第3項に規定する課（以下「サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの課」という。）」に改める。

第2条第5号中「、センター長補佐」を削る。

第6条第2項第1号及び第7条第2項中「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」の右に「の課」を加える。

第21条第1項第5号中「個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第14条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項」に、「同条例第41条の2」を「同法第78条第

1項第4号」に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月24日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

正 誤

○令和4年12月1日付け（兵庫県公報第4号外）

兵庫県人事委員会規則第8号（職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)  | (誤) | (正) |
|-------|------|-----|-----|
| 35    | 上から9 | 2級  | 1級  |
| 35    | 上から9 | 3級  | 2級  |
| 35    | 上から9 | 4級  | 3級  |
| 35    | 上から9 | 5級  | 4級  |
| 38    | 上から8 | 2級  | 1級  |
| 38    | 上から8 | 3級  | 2級  |
| 38    | 上から8 | 4級  | 3級  |
| 38    | 上から8 | 5級  | 4級  |